

第6章

タイ稻作農村における土地制度と技術革新

——3 地域の比較分析——

はじめに

タイ稻作農業に関する調査研究にはこれまでかなりの蓄積があるが、土地制度と稻作技術革新との関連性を体系的に真正面から取り上げた経済研究はみあたらない。おそらく、この種の分析は土地制度の正確な実態認識を前提にすることを反映するものであろう。すなわち、土地制度は自然条件のみならず地域の歴史、社会経済条件と深く関連しており、その実態や問題点の解明自体が重要な研究課題になっているからである。今までこの分野で一般的に行われてきた研究方法は特定村落の事例調査であり、たしかにこれは効果的な方法であるが、半面、たとえば異なる小作形態が新技術の導入に及ぼす影響を分析しようとしても、一村落内では小作形態が限定されることが多いので、比較分析が困難になってしまう。したがって、いくつかの異なる村落調査からデータを積み重ねる必要が生じている。

本章はタイにおける土地制度と稻作経営との関連性を解明し、経営発展の方向性と推進条件を探ることを最終的な狙いとしているが、このためには少なくとも三つの重要な検討課題がある。第1は、稻作技術の実態と、その技術水準の決定における土地制度の影響についてである。すなわち、実際に観察される農家の技術体系は、経営規模、小作形態、小作条件、地主・小作関係などといかなる関連性を有するか検討しなくてはならない。第2は、異な

る土地制度下における稻作生産効率の解明であり、第3は、土地制度と所得分配との関連性についてである。いずれの課題も、異なる土地制度と技術体系に関する農家データの比較分析によって体系的に検討可能となる。

本章は、三つの村落調査結果に基づいて、上記課題のうち土地制度と稻作技術革新との関連性を明らかにすることを目的としている。そのため、まず、第1節で三つの調査村の概要を述べてから、それぞれの調査村における土地所有関係（第2節）と小作制度（第3節）の実態を論述する。灌漑整備や新技術の普及が土地制度の変遷にどう影響してきたかについても言及する。ただし、土地制度の実態から調査村の経済構造を素描することを狙っているので、親族制度や相続など社会構造の分析はほとんど行わないことを断っておく⁽¹⁾。ついで第4節では、便宜的に、土地制度を経営規模と土地保有形態の二つの側面に区分し、それぞれの観点から調査農家を分類する。必要に応じて小作条件や地主・小作関係の相違を考慮に入れて、全体として土地所有、小作制度および経営規模が稻作技術の導入と収量水準にいかなる影響を及ぼしているかを解明する。

分析に用いるデータは、1985年に実施した稻作農家の経営と技術に関する詳細な質問票調査で収集したものである⁽²⁾。調査地は、南部タイのパタルン県、中部タイのスパンブリ県、北部タイのチェンマイ県の主要な水稻二期作地帯であり、それぞれの地域で一つずつ選出した村落の悉皆調査を行った。水稻二期作村であることを踏まえれば、いずれの調査村もタイの典型的稻作村落とはいえないかもしれないが、逆に、稻作技術は比較的高い水準に到達しており、土地制度と技術革新の展開との関連性を考察するには好都合な事例である。

第1節 調査方法および調査地の概要

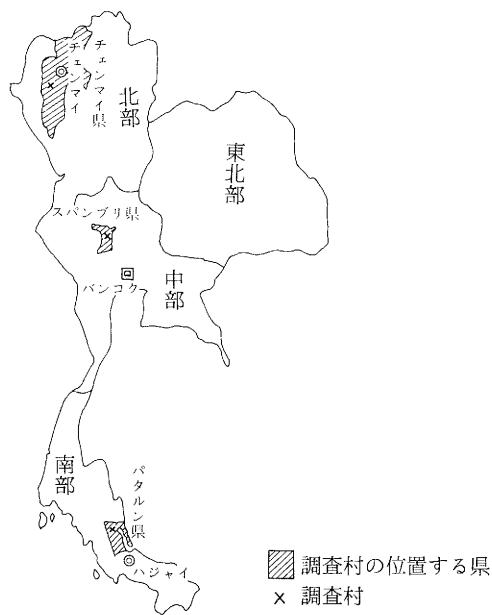
タイは行政的に、南部、中部、北部および東北部の四つに大きく区分され

ている。水田面積は約7400万ライ（1ライは16アール）であり、その50%は東北部、23%は北部、20%は中部、残り7%は南部に位置している。しかし、米生産高の地域別分布は、それぞれ40%，30%，25%および5%（1984/85年雨期作）であり、東北部および南部の低生産性と北部および中部の高生産性が明らかである⁽³⁾。このような地域格差は、自然条件、灌漑設備などのインフラ整備水準あるいは栽培技術水準の相違などのさまざまな理由によると考えられ、その解明自体が興味深い研究課題になっている⁽⁴⁾。本章は稻作生産力構造の地域格差の要因を検討するものではないが、土地制度と稻作技術革新との関連性の分析にあたり、必然的に技術水準の地域格差についても言及することになる。

本調査では、東北部を除く三つの地域から代表的村落を選出して、詳細な質問票調査によって個別農家データを収集したことは前述のとおりである⁽⁵⁾。調査村は、南部タイがパタルン県のカオジェック村（Tambon Khao Jeak, Amphoe Muang, Changwat Phatthalung）、中部タイがスパンブリ県のポ・プラヤ村（Tambon Pho Phraya, Amphoe Muang, Changwat Suphan Buri）、北部タイがチェンマイ県のノントン村（Tambon Nong Tong, Amphoe Hang Dong, Changwat Chiang Mai）である。調査戸数は、それぞれ111戸、155戸および178戸であるが、そのうち調査時点で稻作に従事していた農家は、97戸、152戸および130戸である。調査地の位置を第1図、地域および県別の農家数と耕地面積を第1表、同じく水稻作付面積と生産高を第2表に示した。以下、簡潔に調査地の概要を述べておく。

パタルン県は、バンコクの南864キロメートル、南部の中心地ハジャイの北120キロメートルに位置する。水稻作付面積は南部タイ全体の14%を占め、当地域で3番目に重要な稻作県になっている。この地域は島嶼性の気候で、9月から1月までが雨期である。伝統的な雨期作水稻は9月下旬に移植され、3月上旬に刈り取られる。現在、当県には七つの主要な灌漑計画が実施されており⁽⁶⁾、調査村はその一つであるナトム計画地域に含まれている。同計画は、もともと雨期作の補水用として1953年に完成したが、66年から72年にか

第1図 調査地の位置

第1表 地域別にみた農家数および耕地面積（1984年）
(単位: 戸, ライ)

	農家数	水田	畠地 ¹⁾	樹園地 ²⁾	1戸当たり平均経営面積 ³⁾
北 タ イ	1,256,666	16,884,898	9,005,055	934,337	22.6
東 北 タ イ	1,975,599	37,045,080	11,898,456	653,205	27.4
中 部 タ イ	876,080	15,089,328	9,364,950	2,369,019	32.6
南 タ イ	632,089	4,890,080	174,316	8,102,877	22.6
全 国	4,740,434	73,909,386	30,442,777	12,059,438	26.4
チェンマイ県	160,819	873,020	262,763	135,591	8.6
スパンブリ県	75,990	1,652,188	677,708	57,564	32.7
パタルン県	51,337	576,834	8,235	358,149	19.8

(注) 1) 畑作物 (field crops), 野菜および花奔の面積。

2) 果樹および天然ゴムなどの永年性作物を含む。

3) 草地、休閑地などを含む総農地面積を農家戸数で除したもの。

(出所) Ministry of Agriculture & Co-operatives, Thailand, *Agricultural Statistics of Thailand, Crop Year 1985/86*, バンコク, 1986年, 200~207ページ。

第2表 タイの水稻作付面積、総生産高および平均収量（1984/85年）

	作付面積（ライ）	総生産高（トン）	平均収量 (キログラム/ライ)
雨期作（1984/85年）			
北 タ イ	13,311,000	5,095,000	398
東 北 タ イ	28,568,000	6,969,000	251
中 部 タ イ	12,273,000	4,272,000	364
南 タ イ	3,763,000	939,000	274
全 国	57,915,000	17,275,000	310
チエンマイ県	661,326	389,521	606
スパンブリ県	1,184,009	471,236	445
パタルン県	568,262	178,434	318
乾期作（1984年）			
北 タ イ	560,000	323,000	594
東 北 タ イ	385,000	150,000	395
中 部 タ イ	3,348,000	2,056,000	623
南 タ イ	188,000	77,000	415
全 国	4,481,000	2,606,000	591
チエンマイ県	42,350	27,739	656
スパンブリ県	638,325	402,783	634
パタルン県	75,906	29,755	396

(出所) 第1表に同じ(16~27ページ)。

けて拡張工事がなされた結果、水稻二期作が可能になった。受益面積は5万ライであるが、水不足のため、乾期作は2万ライしか作付けできない。しかし、調査村では1972年から水稻二期作が実施されている⁽⁷⁾。

周知のように、南部タイにはイスラム・タイ人が多いが、ほとんどはよりマレーシアとの国境に近い諸県に居住しており、パタルン県では少ない。カオジエック村では全員が仏教徒であり、第6区に位置する寺院が社会生活の中心となっている。村人のほとんどが稻作に従事する農村で、後述するように、自作農が支配的な稻作農村である。当村は、全体で九つの区(集落:muban)に分かれており、第4区と第5区に所属する全世帯111戸を調査した

が、このうち97戸が稻作農家である。

スパンブリ県は、バンコクの北西約160キロメートルに位置するタイ最大の穀倉地帯で、チャオプラヤおよびタチン川の氾濫域にあたる。1964年に完成した大チャオプラヤ灌漑計画が、中部平原全体で雨期725万ライ、乾期300万ライの受益面積を有していることは周知のとおりである。スパンブリ県もこの灌漑システムに含まれており、現在、合計14の大規模および中規模計画が実施されている。その結果、当県の水田灌漑率は83%の高率に達し、高生産性稻作を行っている⁽⁸⁾。調査村はこのうち二つの灌漑計画（ボ・プラヤ計画およびサムチョック計画）の境界付近に位置し、両方から用水の供給を受けているが、他の地域に比較して、やや水不足になる傾向がある。それでも、70年ころから改良品種の導入が進み、比較的安定した水稻二期作が行われている。雨期作期間は6月から10月、11月から5月が乾期作期間であり、水がかりの悪い水田には砂糖きびなどが栽培される。当村は九つの区からなるが、第4区において悉皆調査を行った。総世帯数は155戸であり、このうち152戸が稻作に従事している。

チェンマイ県は、バンコクから700キロメートル以上離れた北部タイ地域の中心であり、チェンマイ盆地は標高約300メートルである。当県は2万2000平方キロメートルの面積を有するが、その88%は山岳地帯となっており、平地であるチェンマイ盆地の人口密度は著しく高い。ここでは、大規模な政府の灌漑計画に加えて伝統的な農民組織による灌漑（人民灌漑と称される）が確立しており、高い土地利用度と生産力水準を達成している。水稻二期作も行われており、雨期作は8月から12月、乾期作は1月から4月である。しかし、乾期にはタマネギ、ニンニクなどの畠作物が水不足気味の水田に作付けされたり、5月から7月の期間に野菜や大豆を植えることもある⁽⁹⁾。調査村ノントン村は、チェンマイ盆地のなかでは比較的水稻栽培に偏重している村であるが、稻作は雨期のみで乾期には畠作物を作付けする農家が多い。それは、調査村は小規模な人民灌漑に依存しているため、乾期の水不足が深刻であることを反映している。この灌漑計画は、二つの村（タンボン）にまたがり合計九

つの集落をカバーしているが、受益面積は4500ライにすぎない。調査村は九つの区からなるが、第8区を選出して悉皆調査を実施した。総世帯数は178戸であるが、このうち130戸が雨期に稻作に従事する農家であり、他は野菜専作、商業、農業労働などに従事する。

第2節 土地所有関係

1. 土地所有

調査村における土地制度の実態分析に入る前に、センサスのデータに基づいて、経営規模別および農地保有形態別農家分布を地域別に検討しておきたい。広大な面積と比較的少ない人口を反映して、タイの人口密度は1平方キロメートル当たり105人（1987年）にすぎず、農家1戸当たり平均経営規模は26.4ライと大きい（第1表参照）。しかし、第3表から明らかなように、全農家の43%は15ライ未満、72%は30ライ未満で小・中規模層に集中している。しかも、北原が指摘するように、センサスでは2ライ未満の零細農家が除外されていることを踏まえれば、実際にはこの数値が示すより多くの小規模農家

第3表 地域別にみた経営面積別農家数（1978年）

（単位：戸）

	北タイ	東北タイ	中部タイ	南タイ	合計
6ライ未満	244,189	169,969	125,373	99,133	638,664
6～15	305,986	437,176	170,669	188,504	1,102,335
15～30	227,277	554,201	214,941	167,728	1,164,147
30～60	170,297	399,714	200,898	89,329	860,238
60～100	43,884	79,429	56,319	15,203	194,835
100ライ以上	12,670	19,683	21,209	4,646	58,208
合計	1,004,303	1,660,172	789,409	564,543	4,018,427

（出所） National Statistical Office, *Statistical Yearbook, Thailand, No. 33, 1981-84*, バンコク, 1986年, 229ページ。ただし, 原典は1978年農業センサスである。

が存在することに注意を喚起しておく⁽¹⁰⁾。地域別には、とくに南部と北部における規模の零細性が明らかである。

第4表には土地保有形態別農家数を示したが、全国的には5.5%が小作農、18.9%が自小作農で、自作農が支配的であることが分かる。このため、長い間タイでは小作農や土地なし労働者についてはあまり問題にされなかつたが、近年、地域的には急速な小作化が問題になってきた。とくに、中部においては、全体の15.3%が小作農、20.7%が自小作農となっている。後述するように、スパンブリとチェンマイの調査村では小作関係が一般化しているのである。

調査村はいずれも主要稻作地帯に位置しており、農地所有は水田を中心とする。第5表は、調査村における地目別土地面積を示したもので、水田に加えて畑や樹園地の所有もみられる。とくに、パタルンではゴム園の所有面積が大きいが、これらのゴム園は調査村自体のなかではなく、比較的遠い丘陵地に位置しているので、ほとんどは地元の農家に貸し付けられている。スパンブリでは砂糖きびの作付けが一般化していることは前述のとおりであるが、調査村の近くにもそのような砂糖きび園が存在していることが分かる。いず

第4表 農地保有形態別農家数（1983年）

(単位：戸)

	自作農	自小作農 ¹⁾	小作農	その他 ²⁾	合計
北 タ イ	697,268	276,306	96,626	59,742	1,129,942
東 北 タ イ	1,540,772	294,256	11,950	51,726	1,898,704
中 部 タ イ	499,875	168,950	124,343	22,007	815,175
南 タ イ	492,959	103,979	13,723	9,407	620,068
全 国	3,230,874	843,491	246,642	142,882	4,463,889 ³⁾

(注) 1) 原典では、二つ以上の保有形態を同時に有する農家 (under more than one form of tenure) となっているが、ここでは自小作農とした。

2) 無断耕作や無料耕作などの特殊な賃借関係を含む。

3) 第1表の総農家数と大きく異なるのは、農業センサスおよびここで示した中間調査では、2ライ以上の農家を対象としたためと考えられる。

(出所) National Statistical Office, 1983 *Intercensal Survey of Agriculture, Thailand*, バンコク, 1983年。

第5表 調査村における土地面積（1985年）

(単位：ライ)

	総所有面積	総借入れ面積	総経営面積	総貸出し面積
パタルン (111戸)				
水田	737.50	323.25	905.25	155.50
畑	5.00	—	5.00	—
ゴム園	488.19	—	88.00	400.19
宅地	82.91	0.75	—	—
スパンブリ (155戸)				
水田	2,023.25	1,266.00	2,865.75	423.50
畑	151.00	17.00	168.00	—
樹園地	80.75	—	80.75	—
宅地	209.70	—	—	—
チェンマイ (178戸)				
水田	421.45	227.00	635.45	13.00
畑	21.50	1.00	22.50	—
樹園地	24.75	—	24.75	—
宅地	89.43	—	—	—

(出所) 筆者調査による。

第6表 水田所有面積別にみた調査農家数（1985年）

(単位：戸、かつこ内%)

面積（ライ）	パタルン	スパンブリ	チェンマイ
0	13(11.7)	34(21.9)	85(47.8)
0.1~4.9	36(32.5)	15(9.7)	57(32.0)
5.0~9.9	34(30.6)	29(18.7)	28(15.7)
10.0~14.9	18(16.2)	17(11.0)	7(3.9)
15.0~19.9	7(6.3)	22(14.2)	1(0.6)
20.0~29.9	3(2.7)	20(12.9)	0(0.0)
30.0~39.9	0(0.0)	11(7.1)	0(0.0)
40.0~49.9	0(0.0)	1(0.6)	0(0.0)
50.0~	0(0.0)	6(3.9)	0(0.0)
合計	111(100.0)	155(100.0)	178(100.0)

(出所) 筆者調査による。

れにしても、この表で重要な点は、三つの調査村では水田が支配的な農地であり、一部貸付けの事例もあるがそれより大きな面積の水田が借り入れられ、全体として水稻を中心とする農業経営が行われていることである。したがって、以下の分析では水田に限定して論述する。

まず、第6表で水田所有面積別農家数を検討しよう。パタルンでは全体の88%に当たる98戸が水田を所有しているのに対し、この比率はスパンブリでは78%，チェンマイでは52%にすぎない。所有農家1戸当たりの平均所有面積はパタルンで8.40ライ、スパンブリで16.73ライ、チェンマイで4.54ライである。パタルンでは10ライ未満、チェンマイでは5ライ未満の零細所有が支配的であるのに対し、スパンブリでは50ライ以上の農家が存在するなど全体的に所有規模が大きい。

実は、このような水田所有面積は、近年の人口増加と伝統的な均分相続制度にもかかわらず過去10年間でほとんど変化していない。第7表は、調査時点で存在した農家について、5年前と10年前における水田所有状況をまとめたものであり、所有農家数は増加したが平均所有面積はほとんど一定であることが分かる。水田の取得方法には、開墾、相続および購入の三つが考えられるが、調査村近辺では未開墾地はかなり昔になくなっていたので、他の二つの方法が主たるものである。そのうち、相続が支配的な方法であるが、調

第7表 調査村における水田所有の推移（1975～85年）
(単位: 戸, ライ)

	パタルン	スパンブリ	チェンマイ
水田所有農家数			
1975年	85	100	43
1980年	95	108	53
1985年	98	121	93
1戸当たり平均所有面積			
1975年	7.50	16.31	4.66
1980年	7.42	16.59	4.64
1985年	8.40	16.73	4.54

(出所) 筆者調査による。

査時点の所有面積のうちパタルンで24.5%，スパンブリで26.0%，チェンマイで36.8%が購入地であることから判断すれば、いずれの調査地でも農地の売買がかなり頻繁に行われてきたことが分かる。すなわち、調査村では、相続と購入によって近隣の村落から水田を集積してきたといえる。おそらく、後述するように、急速に進展した稲作技術革新が農家所得を高め、農地購入を誘発したものと思われるが、周辺村落の実態が不明であるため、調査村における農地集積メカニズムについては断定できない。

以上のように、調査村では水田所有を細分化することなしに、所有農家が増加してきたが、一方では、全く水田を所有しない世帯も多く存在する。非所有世帯は雇用機会を探したり小作地を入手しなくてはならない。第8表は水田経営面積別にみた農家分布を示したものであるが、スパンブリとチェンマイにおいては、水田を全く耕作しない農家数が非所有者数より著しく少なくなっていることが分かる。明らかに、小作契約によって水田を獲得し稲作に従事する農家が多いことを示している。

第8表 水田経営面積別にみた調査農家数（1985年）
(単位：戸、かっこ内%)

面積(ライ)	パタルン	スパンブリ	チェンマイ
0	14(12.6)	3(1.9)	49(27.5)
0.1~4.9	26(23.4)	9(5.8)	75(42.2)
5.0~9.9	34(30.7)	23(14.8)	41(23.0)
10.0~14.9	19(17.1)	29(18.7)	10(5.6)
15.0~19.9	12(10.8)	23(14.8)	3(1.7)
20.0~29.9	3(2.7)	39(25.3)	0(0.0)
30.0~39.9	3(2.7)	25(16.1)	0(0.0)
40.0~49.9	0(0.0)	2(1.3)	0(0.0)
50.0~	0(0.0)	2(1.3)	0(0.0)
合 計	111(100.0)	155(100.0)	178(100.0)

(出所) 筆者調査による。

2. 土地保有形態と経営規模

調査村では小作関係が一般化していることは、すでに示唆されたところであるが、第9表によって統計的に確認しておく。全面的な水田借入れによつて稻作経営を行う小作農は、パタルンでは全世帯の5%にすぎないが、スパンブリとチェンマイでは21%ずつを占めている。自小作農、地主・自小作農、地主・小作農を含めれば、借入れ地を耕作する農家はパタルンで全体の46%，スパンブリで59%，チェンマイで31%にも達するのである。一方、調査村自身にも水田を貸し付ける地主が存在するが、ほとんどの場合、大土地所有者というよりは、高齢のため所有水田の一部あるいは全部を主として親族に貸し出している普通の農家である。

第10表には、稻作農家に限定して、水田保有形態別戸数と平均経営面積の過去10年間の推移を示した。とくに、次の諸点に注目したい。第1に、調査時点での1戸当たり平均経営面積は、パタルンが9.33ライ、スパンブリが18.85ライ、チェンマイが4.92ライである。第1表に示した県レベルの平均規

第9表 調査村における水田保有形態別農家数および平均年齢（1985年）
(単位：戸、歳、かっこ内%)

	パタルン		スパンブリ		チェンマイ	
	農家数	平均年齢	農家数	平均年齢	農家数	平均年齢
地主	7(6.3)	41.9	1(0.6)	34.0	1(0.6)	42.0
地主・自作農	13(11.7)	54.6	13(8.4)	51.2	4(2.2)	49.3
地主・自小作農	6(5.4)	41.2	8(5.2)	46.8	0(0.0)	—
地主・小作農	1(0.9)	39.0	3(1.9)	36.3	0(0.0)	—
自作農	33(29.7)	50.6	47(30.3)	48.3	69(38.9)	48.7
自小作農	38(34.3)	46.9	49(31.7)	47.6	18(10.1)	45.7
小作農	6(5.4)	38.0	32(20.6)	37.8	38(21.1)	41.2
土地なし(非農家)	7(6.3)	51.7	2(1.3)	36.0	48(27.1)	44.4
合　　計	111(100.0)	48.0	155(100.0)	45.7	178(100.0)	45.6

(出所) 筆者調査による。

模より小さいのは、水田面積に限定されているためであるが、北部の零細性と中部の大規模性が確認できる。第2に、10年前にも自小作農や小作農が存在したが、自作農の比率は今より高かったことが分かる。換言すれば、この10年間で小作関係がより一般化してきたこと、および一部の自作農が借入れ地を入手して自小作農となったことが読み取れる。小作農の増加は調査村における世帯数の増加によるものであり、それはさらに耕作地主の増加と関連している。第3に、特徴的な点として、いずれの時点、いずれの調査村にお

第10表 水田保有形態別農家数と平均経営面積の推移(1975~85年)
(単位:戸、泰、かっこ内%)

	パタルン		スパンブリ		チェンマイ	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
1975年						
耕作地主	2(2.4)	8.00	10(8.3)	20.03	0(—)	—
自作農	68(80.0)	8.07	53(44.2)	14.34	37(62.7)	4.87
自小作農	14(16.5)	10.93	37(30.8)	28.08	6(10.2)	9.29
小作農	1(1.1)	10.00	20(16.7)	14.66	16(27.1)	3.64
全 体	85(100.0)	8.56	120(100.0)	19.00	59(100.0)	4.99
1980年						
耕作地主	6(10.2)	6.79	13(9.6)	21.54	1(1.5)	4.50
自作農	59(64.8)	8.16	48(35.6)	15.59	43(62.3)	5.03
自小作農	24(26.4)	11.77	46(34.1)	25.25	7(10.1)	8.54
小作農	2(2.2)	10.00	28(20.7)	13.89	18(26.1)	3.99
全 体	91(100.0)	9.06	135(100.0)	19.10	69(100.0)	5.11
1985年						
耕作地主	20(20.6)	6.24	24(15.8)	24.25	4(3.1)	5.60
自作農	33(34.0)	8.27	47(30.9)	14.93	69(53.5)	4.84
自小作農	38(39.2)	12.14	49(32.2)	23.09	18(14.0)	7.21
小作農	6(6.2)	7.71	32(21.1)	14.08	38(29.4)	3.93
全 体	97(100.0)	9.33	152(100.0)	18.85	129(100.0)	4.92

(注) 耕作地主とは稻作に従事している農家で、所有水田の一部または全部を貸し出している者。

第9表の地主・自作農、地主・自小作農および地主・小作農を総括するカテゴリーとして用いている。

(出所) 筆者調査による。

いても自小作農の経営面積がとくに大きく、自作農と小作農の経営規模が近似していることを指摘しておく。すなわち、小作農といえども、一定の経営規模を有する独立した農家であること、および自小作農は所有地に加えて借り入れ地を獲得して規模拡大を進めてきた農家であるといえよう。

以上のように、小作関係の一般化は、たしかに人口増加との関連もあるが、一方では経営規模の拡大を目指す農家が存在することを意味していると考えられる。おそらく、技術革新の進展によって、規模拡大に十分な経済性が生まれてきたことを反映するものであろう。詳細な経営分析は別に譲るが、本章では経営規模および土地保有形態に代表される土地制度と技術革新との関連性について詳細に分析する。しかし、この課題に移る前に、次節において小作制度の実態を論述しておく必要がある。

第3節 小作制度の実態

1. 小作契約の諸形態と小作料水準

すでに指摘したように、小作地を耕作する農家は、パタルンで51戸、スパンブリで92戸、チェンマイで56戸を数える。これらの農家が保有する小作契約数は、それぞれ101件、112件および61件になり、1戸当たり平均で2.0件、1.2件および1.1件の契約を保持していることになる。契約1件当たりの平均借り入れ面積は、パタルンが3.16ライ、スパンブリが11.51ライ、チェンマイが3.90ライであることを踏まえれば、全体的な経営面積が大きいスパンブリでは比較的大面積の小作契約であるが、他の2カ所では契約面積が小さいことが明らかである。それでも、パタルンでは、複数の地主から借り入れることによってチェンマイより大きな経営面積を実現していることが分かる。

第11表は、これらの小作契約のすべてについて、形態別件数を示したものである。この表に関連して、次の諸点に注目しておきたい。第1に、調査村

第11表 小作形態別にみた小作契約数（1985年）

	パタルン		スパンブリ		チェンマイ	
	件 数	比率(%)	件 数	比率(%)	件 数	比率(%)
分益小作	13(10)	12.9	8(5)	7.2	37(14)	60.9
定額物納	0(0)	0.0	70(45)	62.5	0(0)	0.0
定額現金納	40(23)	39.6	24(14)	21.4	21(10)	34.5
質受け	40(22)	39.6	0(0)	0.0	1(1)	1.6
無料	7(7)	6.9	10(10)	8.9	1(1)	1.6
不明	1(0)	1.0	0(0)	0.0	1(0)	1.6
合計	101(62)	100.0	112(74)	100.0	61(26)	100.0

(注) かっこ内の数値は、血縁間契約の件数で、内数。

(出所) 筆者調査による。

で支配的な小作形態は、パタルンが定額現金納(契約全体の40%)、スパンブリが定額物納(63%)、チェンマイが分益小作(61%)である。地域的に支配的な小作形態が異なるのは、さまざまな条件の違いを反映したものであるが、今の段階では小作形態の決定メカニズムを明確に論述する準備がない。ただ、農民によれば、パタルンでは以前は分益小作が支配的であったが、水稻二期作化を契機に定額小作が一般化したこと、スパンブリではかなり昔から定額物納形態が一般的であったこと、およびチェンマイにおける分益小作は水不足などに起因するリスクの分担という性格が強いことを付記しておく。

第2に、パタルンには定額現金納に匹敵する数の質受け契約がみられる。質入れ(質受け)は伝統的な資金調達方法であり、一定額の融資に対して一定面積の農地の使益権が債権者に供与される。一応の契約期間はあるが、貸付け金が全額返済されるまで債権者は質受けした農地を自由に耕作できるし、誰かに小作させることも可能である。融資自体は無利子であるので、貸付け期間中の使益権が実質的な利息となる。パタルンおよびチェンマイでみられる質受け契約はいずれも債権者の事例であり、便宜上小作地として扱っているが、小作料は支払われていないことに注意を喚起しておく。なお、パタルンにおける質受け契約では、平均5215バーツの融資額に対して2.39ライの水

第12表 調査村における1ライ当たり平均小作料

	パタルン	スパンブリ		チェンマイ
	定額現金納 (バーツ/年)	定額現金納 (バーツ/年)	物 納 (キログラム/年)	定額現金納 (バーツ/年)
近縁間契約	447(204)	523(234)	190(91)	1,305(1,902)
遠縁間契約	345(126)	394(200)	167(63)	735(49)
非血縁間契約	329(149)	590(301)	208(52)	954(790)
全 体	376(171)	509(270)	192(74)	1,081(1,244)

(注) 近縁間契約とはイトコまでの関係を指し、遠縁間契約とはそれ以外の親族間における契約である。かっこ内の数値は標準偏差。

(出所) 筆者調査による。

田が債権者の手に渡っていることになるが、融資額は1000バーツから4万バーツ、抵当に入った水田面積は0.75ライから9.00ライまでのばらつきがある。

第3に、定額小作とは毎作期あるいは毎年一定額の小作料を支払う契約であり、現物と現金の2種類ある。パタルンでは作期ごとの小作料支払いが支配的であるが、スパンブリとチェンマイでは1年分まとめて支払われる。第12表から明らかなように、現金納契約下の1ライ当たり平均年間小作料は、パタルンが752バーツ⁽¹¹⁾、スパンブリが509バーツ、チェンマイが1081バーツであり、小作料水準は中部タイで最も低く北部で最も高い。なお、スパンブリで支配的な物納契約における平均年間小作料は1ライ当たり192キログラムであり、調査時点の平均価格で換算すると約480バーツになる。このような小作料水準の地域差は、各地域における農地需給関係の相違を反映するものであろう。水田所有規模や経営面積の地域差からも明らかなように、小作水田に対する需要はチェンマイで高く、スパンブリで低いことが考えられる。たとえば、人口/土地比率を算出すると、チェンマイが最高の1ライ当たり1.5人、スパンブリが最低の0.5人となり、パタルンが中間の0.7人である⁽¹²⁾。人口圧の低い所ほど小作料が低くなっていることが確認できる。

第4に、分益小作においても地域によって小作料率が異なることを述べて

おかねばならない。パタルンでは例外なく折半契約であるが、スパンブリでは8件のうち1件のみが折半契約で、他の7件の契約においては小作料率は総収穫量の40%以下である。一方、分益小作が支配的なチェンマイでは、合計37件のうち27件は折半契約であり残り10件のうち8件では小作料率は50%未満（ほとんどは50%に近い）であるが、他の2件では70%以上という高率である。すなわち、定額小作の場合と同様に、分益小作下でもチェンマイにおいては小作条件が小作農にやや不利になる一方、スパンブリでは逆に有利になる傾向があるように思われる。

第5に、無料契約とは文字どおり小作料が無料の貸借関係である。いずれの調査村においても、このような契約は親子間に限定されており、実質的な親から子供への農地譲渡を意味している。しかし、現在耕作中の子供がその水田全部をそのまま相続するという保証はないので、ここでは小作契約として扱っている。

なお、調査村では血縁関係を基軸とした小作契約が多く、パタルンでは全契約の62%，スパンブリでは66%，チェンマイでは43%が血縁関係にある地主と小作農との間に成立した契約である。チェンマイにおける比率がひときわ低いのは、当地の農地保有が零細であり、親族といえども水田を貸し与える余裕のある農家が少ないと反映していると思われる。いずれにしても、タイ農村では血縁間小作が多いことは他の調査結果からも明らかにされており、親族間の財産共有観念に基づく現象と理解されている⁽¹³⁾。もちろん、血縁間小作は他の東南アジア諸国でも報告されており、非血縁間の場合に比べて小作料水準が低くなる傾向が強く、土地所有者が親族を経済的に援助する形態と考えられている⁽¹⁴⁾。

ただし、タイの場合は、第12表から明らかなように、非血縁間に比較して近縁間における契約下の小作料水準が著しく高くなっている、この事実と財産共有観念あるいは親族間の相互扶助視点との間には理論的整合性の問題が課題として残っていることを指摘しておく。さらに、パタルンでは、定額小作に比べて小作料水準が高い分益小作は、親族間に限定される傾向があるこ

とも付記しておく。

2. 地主・小作関係

前項では、調査村における小作形態と小作料について論じてきた。小作形態と小作条件にはかなりの地域差があることが明らかになった。それでは、地主・小作関係の性格はどのようなもので、また地域的特徴があるのであろうか。この課題に接近するためには、契約条件の検討のみならず実際の契約履行過程の分析を必要とするが、残念ながら、地主とのインタビュー調査を実施していない。そこで、第13表に、小作農から入手したデータに基づき、地主の性格別にみた小作契約件数を示した。この表から次の諸点を確認して

第13表 地主の性格別にみた小作契約数および契約面積（1985年）
(単位: 件, ライ)

	パタルン		スパンブリ		チェンマイ	
	件 数	1件当たり 平均面積	件 数	1件当たり 平均面積	件 数	1件当たり 平均面積
地主の職業						
農業	73	2.70	63	11.54	38	3.19
商業	16	5.05	13	10.64	11	4.55
公務員	2	4.50	7	9.79	1	3.00
「地主」	0	0.00	20	12.38	3	6.17
退役	5	3.20	3	11.33	2	7.00
他	2	2.25	1	9.00	1	3.25
不明	3	4.00	5	12.90	5	5.55
地主の年齢						
~29歳	6	2.38	2	7.50	4	4.13
30~39	17	3.00	6	8.92	6	3.42
40~49	29	2.62	30	11.85	15	2.93
50~59	24	2.59	35	12.36	12	3.67
60~	23	4.58	39	11.08	24	4.70
不明	2	5.13	0	0.00	0	0.00
全 体	101	3.16	112	11.51	61	3.90

(出所) 筆者調査による。

おく。

第1に、パタルンでは全地主の73%，スパンブリでは56%，チェンマイでは62%が農業に従事する耕作地主である。これら地主は所有水田の一部を貸し出すにすぎないので、契約1件当たりの貸付け面積は小さい。次に多いのが商業に従事する者で、全体の12~18%がこのタイプである。ほとんどは村内の雑貨商や行商人であり、所有水田の全部を貸し付ける傾向が強いので、契約1件当たりの面積は耕作地主の場合より大きくなるケースが多い。

第2に、スパンブリとチェンマイには、他に特記すべき職業をもたない「地主」が存在するようである。残念ながら、これらの地主の実態は不明であるが、小作農の説明から判断すれば、高齢婦人などの非就業者を指す可能性が強い。もちろん、同一地主がいくつかの村落にわたって多数の小作農を抱えている可能性もあるが、少なくともスパンブリの調査村内ではこのような地主の貸付け面積は平均的である。中部タイではバンコク在住の不在地主の台頭がしばしば問題として取り上げられるが、スパンブリの調査村ではそのような地主は確認できなかった。合計112件の契約の地主のうち他県居住者は4人確認できたが、そのうち少なくとも3人は当村出身者で、現在西部タイにて畑作に従事し、所有水田を親族や近所の農家に貸し付けている者である。

第3に、地主の平均年齢をみると、かなりばらつきが大きいが高齢者が多いことが分かる。前述のように、耕作地主と血縁間契約が支配的であることを踏まえれば、高齢者地主の存在はライフ・サイクル仮説が妥当性を有することをうかがわせる。すなわち、結婚するような年齢に達した子供を有する農民は、所有地の一部を貸し与えて子供の経済的・社会的独立を支援することが一般的な慣習で、本人は耕作地主となる。この場合、経済的に余裕があれば、小作料無料の契約になることが多いのは容易に想像できよう⁽¹⁵⁾。

さて、以上のような性格をもつ地主が多いが、地主世帯の正確な土地所有状況のみならず貸付け理由についても不明である。しかし、第9表に示したように、調査村自体において、パタルンでは27戸、スパンブルでは25戸、チェンマイでは5戸の地主世帯が存在する。貸付け先など小作農との関係をいち

いち調査したわけではないが、多くは調査村内における契約であると思われるるので、これら世帯の貸付け理由を検討して、調査村における小作制度の理解を深めておきたい。

第14表から明らかなように、調査村内に居住する地主世帯が保有する水田貸付け契約は、パタルンで49件、スパンブリで36件、チェンマイで7件を数え、1戸平均ではそれぞれ1.8件、1.5件および1.4件である。主たる小作形態は第11表に示したものと類似しており、パタルンでは定額現金納が全体の47%，スパンブリでは定額物納が50%，チェンマイでは分益小作が43%となっている。貸付け理由をみると、概ね三つの状況下で水田貸付けが生じることが分かる。第1は経済的困難である。たとえば、子供に教育を受けさせるために（より具体的には、中学校や高校へ通学させるため）まとまった資金が必要であったり、少しづつ積み重なった借入れ金を返済するために水田を小作に出すケースである。いずれも、パタルンに集中しており、この場合は質入れ契約となっている。

第2は農家間における資源賦存量の調整である。すなわち、所与の技術体系下において家族労働力規模に比較して所有面積が大きい場合、土地なし層

第14表 調査村居住者による水田貸付けの主たる理由 (1985年)
(単位: 戸、かっこ内%)

	パタルン	スパンブリ	チェンマイ
1. 労働力不足	25 (51.0)	13 (35.2)	3 (42.9)
2. 子供の教育費捻出	6 ¹⁾ (12.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
3. 園場が遠い	4 (8.2)	9 (24.3)	1 (14.3)
4. 借入れ金返済	2 ²⁾ (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
5. 高齢/退役	3 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
6. 貧者救済	0 (0.0)	4 (10.8)	0 (0.0)
7. その他	9 (18.4)	4 (10.8)	2 (28.6)
8. 不明	0 (0.0)	7 (18.9)	1 (14.3)
	49 (100.0)	37 ²⁾ (100.0)	7 (100.0)

(注) 1) いずれも質入れ小作である。

2) 1戸が二つの回答をしたため、合計が37戸となっている。

(出所) 筆者調査による。

あるいは零細農家に所有水田の一部が貸し付けられる。これには、絶対的に所有面積が大きい場合と、小さくても農外就業などによって稻作労働力が不足する場合の両方を含む。いずれの調査村においても、このような労働力不足が主たる貸付け理由になっており、農家間で合理的な資源の再配分を行っていることが分かる。

第3は富裕層による貧者救済である。これは、村内に存在する貧困層に対し所有水田の一部を貸し与えて、所得機会を保障するものである。水田所有に余裕のあるスパンブリに限定された理由であるが、村人間の相互扶助の一表現として興味深い。ただし、この解答は親族間における互恵的地主・小作関係を指すのではないことに注意を喚起しておく。実は、調査質問票には「親族に対する援助」という選択肢が用意されていたが、誰も貸付け理由としてこの解答を選ばなかったのである。このことは、前述のような財産共有観念に基づけば、親族間における契約は当然のことであり、それをとくに貸付け理由に挙げないことを意味するのかもしれない。事実、小作関係全体に占める血縁間契約の比率は、パタルンで41%，スパンブリで67%，チェンマイで57%となっており、やはり親族に対する貸付けが多いのである。

以上、調査村における土地所有関係と小作制度の実態について論述してきた。小作形態や小作料水準の地域格差、契約条件の履行過程、地主の土地保有状況など未解明な問題が多々残っているが、本章の最終的な狙いである土地制度と稻作技術革新との関連性に関する分析の背景としては十分なデータを提示したと思う。次節では、水田の保有形態と経営規模という二つの視点から調査農家を分類し、土地制度と稻作技術革新との関連性を検討したい。

第4節 土地制度と技術革新との関連性

1. 新技術の導入水準

稻作技術は生物・化学的技術と機械技術の二つに大別でき、それぞれの領域における技術革新がある。タイの現状では、前者は改良品種、化学肥料、農薬の使用を指し、後者は農業機械の導入を意味する。三つの調査村では水稻二期作が確立するなど両者の技術革新が進展しているが、実際に新技術の導入はどの程度進んでおり、また、土地制度は新しい生産要因の導入と使用にいかなる影響を与えているのであろうか。一般的な見解によれば、小作関係、とくに分益小作は、新技術の導入を阻害し低生産力および低所得水準を結果するとされている⁽¹⁶⁾。経営規模に関しては、新技術の導入は大規模農家

第15表 パタルンにおける自小作別および水田経営規模別にみた新技術導入水準
(導入農家比率、1984/85年雨期作および1984年乾期作)

(%)

	自 小 作 別				経 営 規 模 別				全 体 N=97
	耕作地主 N=20	自作農 N=33	自小作農 N=38	小作農 N= 6	大規模 N = 6	中規模 N=30	小規模 N=34	零細規模 N=27	
改 良 品 種	15(25)	3(9)	16(18)	0(0)	50(33)	13(11)	9(18)	11(14)	10(16)
苗 代 の 肥 料	95(95)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	97(97)	100(100)	99(99)
苗 代 の 農 薬	20(15)	9(12)	18(26)	0(0)	17(33)	20(29)	18(15)	4(7)	15(18)
機 械 耕 起	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
元 肥	5(10)	9(6)	5(3)	0(0)	17(17)	10(4)	6(3)	0(7)	6(5)
追 肥	100(95)	97(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	96(97)	99(99)
除 草 劑	10(0)	3(6)	21(21)	0(20)	50(50)	10(14)	12(9)	4(3)	11(12)
殺 虫 劑	45(70)	33(30)	37(40)	33(20)	33(33)	47(39)	38(39)	26(31)	37(36)
脱 穀 機	90(90)	94(94)	95(95)	67(100)	100(100)	90(93)	100(100)	81(83)	92(94)
耕耘機所有率	45	30	61	0	100	63	47	7	43
ポンプ所有率	15	12	8	17	17	20	9	4	11
脱穀機所有率	15	6	32	0	33	20	21	7	18

(注) かっこ内の数値は1984年乾期作における導入農家比率。

経営規模別区分は次のとおり。大規模層=20ライ以上、中規模層=10~19ライ、小規模層=5~9ライ、零細規模層=5ライ未満。

に偏向するという見解および規模に対しては中立であるとする見方の二つがある。本節では、水田保有形態および経営規模との関連で技術革新の実態を明らかにする。

第15表～第17表は、自小作形態別および水田経営規模別に各調査村における新技術導入農家比率を示したものである。調査村はそれぞれの稲作地帯で代表的な村落と考えられるので、このデータは調査農家間のみならず地域間における技術水準の相違を示すといえよう。このような地域比較の観点からみると、三つの調査地のなかでは中部タイの稲作技術水準が最も先進的であることが明らかになる。各調査村における技術導入の時系列分析はすでに別に行われているので⁽¹⁷⁾、ここでは調査時点における近代的投入要因の導入に関する比較分析を行う。

まず、改良品種の作付けはスパンブリでは確立した技術であり、雨期作お

第16表 スパンブリにおける自小作別および水田経営規模別にみた新技術導入水準
(導入農家比率、1984年)

	自 小 作 別				経 営 規 模 别				(%)
	耕作地主 N=24	自作農 N=47	自小作農 N=49	小作農 N=32	大規模 N=28	中規模 N=40	小規模 N=52	零細規模 N=32	全 体 N=152
改 良 品 種	96(100)	94(100)	100(100)	94(100)	96(100)	100(100)	94(100)	91(100)	96(100)
苗 代 の 肥 料	42(35)	40(36)	47(45)	47(47)	57(56)	38(34)	35(31)	56(52)	44(41)
苗 代 の 農 薬	33(37)	28(18)	45(45)	41(43)	54(56)	35(32)	31(23)	34(31)	37(33)
直 播 き	75(83)	60(52)	53(57)	56(60)	50(52)	63(63)	65(73)	53(59)	59(60)
機 械 耕 起	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
元 肥	0(0)	0(0)	4(4)	3(3)	0(0)	0(0)	6(6)	0(0)	2(2)
追 肥	96(100)	94(98)	100(100)	94(100)	96(100)	100(100)	96(100)	91(97)	96(99)
除 草 劑	88(91)	75(82)	90(94)	94(87)	93(96)	83(82)	85(87)	63(79)	84(88)
殺 虫 劑	96(100)	87(93)	98(98)	88(90)	96(92)	95(95)	96(98)	81(90)	92(95)
脱 穀 機	92(92)	100(100)	96(96)	100(100)	96(96)	93(92)	98(98)	100(100)	97(97)
耕耘機所有率	83	64	88	50	100	88	75	22	72
ポンプ所有率	67	51	76	34	79	65	60	9	54
脱穀機所有率	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) かっこ内の数値は乾期作(1984年)の実績。経営規模別階層は次のとおり。

大規模層=30ライ以上、中規模層=20～29ライ、小規模層=10～19ライ、零細規模層=10ライ未満。

(出所) 筆者調査による。

より乾期作の両方でRD7とRD23が支配的な品種となっている。パタルンとチェンマイに関しては、RD品種のみならず選抜され奨励品種となっている在来種も改良品種として分析に加えているが、それでもチェンマイでの導入率は67%，パタルンでは10%台にすぎない。とくにパタルンで低いのは、南部タイの自然条件に適した改良品種が少ないためと考えられる。いずれにしても、土地制度との関連で特筆すべき事実は、改良品種の導入が進んでいるスパンブリとチェンマイでは水田保有形態および経営規模とは無関係に新しい品種が作付けされていることである。

化学肥料の使用はチェンマイでは限定されているが、パタルンとスパンブリではすでに一般化している。肥料は本田だけでなく広く苗代においても使用される。スパンブリの苗代における肥料と農薬の導入水準が低いのは、直播き栽培の普及によって苗代を準備しない農家が多いためであり、田植え農家では苗代においても肥料を使用している。ただし、いずれの調査村において

第17表 チェンマイにおける自小作別および水田経営規模別にみた新技術導入水準
(導入農家比率, 1984年雨期作)

(%)

	自 小 作 别				経 営 規 模 別 ¹⁾			全 体 N = 129
	耕作地主 N = 4	自作農 N = 69	自小作農 N = 18	小作農 N = 38	大 規 模 N = 12	中 規 模 N = 38	小 規 模 N = 77	
改 良 品 種	50	65	67	73	58	71	64	67
苗 代 の 肥 料	100	84	67	39	83	79	73	76
苗 代 の 農 薬	0	10	11	0	17	11	4	7
機 械 耕 起	100	93	89	76	92	95	84	88
元 肥	0	6	0	3	0	3	5	4
追 肥	75	65	61	46	67	55	58	60
除 草 劑	50	28	33	12	42	26	19	25
殺 虫 劑	0	13	6	3	17	9	8	9
耕耘機所有率	0	10	6	6	42	8	6	10
ポンプ所有率	25	44	33	12	58	37	34	37

(注) 1) 2戸は経営規模が不明であるので除外してある。なお、経営規模階層は次のとおり。

大規模層=10ライ以上, 中規模層=5~9ライ, 小規模層=5ライ未満。

(出所) 筆者調査による。

ても、化学肥料は元肥ではなく追肥として導入されていることを明記しておく。チェンマイとスパンブリでは若干の農家が元肥として堆肥を使用しているが、一般的には元肥を行わないのがタイ稻作の特徴である。また、除草剤や殺虫剤などの農薬はスパンブリで広く普及しているが、他の2カ所での導入水準は低い。以上の化学肥料と農薬の導入に関しては、チェンマイを除いては自小作別格差はほとんど認められないが、経営規模の大きい農家での導入率が若干高いように思われる。チェンマイにおける自小作別格差については、次項で集約度を検討してから詳しく述べる。

機械技術の導入に関しては、機械耕起と脱穀機の使用が進んでいる。このうちトラクター（耕耘機）による水田耕起はいずれの地域においてもすでに確立した技術であり、脱穀作業の機械化もパタルンとスパンブリで急速に進展している。しかし、チェンマイでは動力脱穀機は未だ導入されていない。このような機械化は労働節約的技術進歩を意味するが、興味深いことは、大規模層のみならず小規模層も、また自作農も小作農も一様に機械の導入を図っていることである。これは、調査地では作業委託が一般的な利用形態であることを反映している。

ところで、個別農家による耕耘機の所有状況を検討すると、いずれの調査村においても経営規模別には大規模層において所有率が著しく高いことが確認できる。自小作別には、パタルンとスパンブリでは自小作農の所有率が高いが、チェンマイでは自作農が高くなるなど、三つの調査村に共通する明確な関係が認められない。灌漑ポンプについても、大規模層で所有率が高くなるが自小作別には明確ではない。脱穀機に関しては、補足的な説明を要する。脱穀機の使用はパタルンとスパンブリで一般化しているが、前者では耕耘機のエンジンを利用する小型の機械となっており、比較的安価のため個別所有が進んでおり、耕耘機と同様の所有パターンを示している。これに対し、スパンブリでの脱穀機は自前のエンジンを備えた大型の機械で、業者によって所有され、一般農家は作業を委託するのである。

以上の分析から、新技術の導入水準は地域別にはスパンブリで最も高いこ

と、および土地制度との関連では、少なくともスパンブリとパタルンでは小作関係は技術導入の障害とは考えられないことが明らかになった。経営規模に関しても、近代的生産要因の導入自体には大きな影響を与えているとは考えられないが、固定資本財の所有においては規定要因になっている。それでは、これらの生産要因の実際の投入水準（集約度）は土地制度といかなる関係を有するのであろうか。

2. 集約度

稻作技術水準の地域格差と農家間格差を正確に把握するためには、近代的生産要因の単なる導入率に加えて、個々の農家による実際の投入水準を検討しなくてはならない。稻作に用いられる投入財には多々あるが、ここでの分析は化学肥料と農薬に限定して行う。これら流動資本財の使用にはかなりの現金支出を伴うが、いわゆる「緑の革命」技術の中核をなすもので、その実際の使用水準こそ稻作技術段階をより正確に示すといえよう。本項では、単位面積当たりの投入水準を算出し、土地制度が集約度の決定にいかなる影響を及ぼしているか検討する。

第18表は、三つの調査村における肥料と農薬の1ライ当たり投入額を示したものである。もちろん、物量ではなく価額によって集約度を検討する場合は、価格水準に配慮しなくてはならない。いずれの調査村においても一般的な肥料は化成肥料（N:P:K=16:20:0）であり、たしかに購入先と購入方法によって値段に若干のばらつきが認められたが、概ね1キログラム当たり5バーツであった。また、一部には尿素肥料だけしか用いない農家も存在すること、農薬には粉剤と液剤の両方があることを踏まえ、ここでは価額によって検討する。この表に関連して、次の4点が重要と思われる。

第1に、1ライ当たり平均肥料費はパタルンが143バーツ、スパンブリが192バーツ、チェンマイが82バーツである。農薬費はそれぞれ1.8バーツ、48バーツおよび10.7バーツである。これらの表には提示しなかったが、乾期作にお

第18表 調査村における1ライ当たり肥料および農薬投入額
(1984/85年雨期作) (単位:戸、バーツ)

	パタルン			スパンブリ			チェンマイ		
	戸数	肥料	農薬	戸数	肥料	農薬	戸数	肥料	農薬
水田経営規模別(ライ)									
0.1 ~ 4.9	27	165	1.3	9	216	76	77	100	12.4
5.0 ~ 9.9	34	153	1.5	23	208	32	38	55	9.0
10.0 ~ 14.9	19	118	1.9	29	214	57	11	39	5.8
15.0 ~ 19.9	11	101	0.9	23	193	51	1	197	2.9
20.0 ~ 29.9	5	143	9.1	40	179	43	—	—	—
30.0 ~ 39.9	1	138	1.1	23	165	50	—	—	—
40.0 ~ 49.9	—	—	—	3	224	43	—	—	—
50.0 ~	—	—	—	2	136	34	—	—	—
自小作別									
耕作地主	20	154	1.6	24	180	65	4	81	17.2
自作農	33	136	1.2	47	189	41	69	105	16.0
自小作農	38	141	2.7	49	191	46	18	61	3.5
小作農	6	155	0.2	32	210	50	38	50	3.4
全 体	97	143	1.8	152	192	48	129	82	10.7

(出所) 筆者調査による。

ける肥料と農薬の投入額はいずれの調査村においても上記数値と類似していることを付記しておく。すなわち、増収技術の主要要因の集約度視点からみても、三つの調査地のなかで中部タイの技術水準が突出していることが確認できる。チェンマイの平均肥料費がとくに低いのは肥料導入率が低いことと関連している。これは、在来品種の作付けが多いためと考えられるかもしれないが、実際にはパタルンの方が在来品種の作付けが多いにもかかわらず肥料が多投されていることを踏まえれば、必ずしも品種の問題ではなさそうである。一部農家が堆肥を使用していることに加えて、後述のように、分益小作の存在が影響を与えていていると思われる。

第2に、各調査村において、肥料集約度は経営規模が大きくなるにつれて概ね下降する傾向がみられる。パタルンでは20ライ、スパンブリでは40ライ以上の大規模農家になると再び投入水準が上昇し、大規模層の資金力が大き

いことを反映しているように思えるが、該当する農家数が小さいので断定できない。

第3に、農薬の投入水準については、絶対量が少ないパタルンでは明確な関係が認められないが、スパンブリとチェンマイではやはり経営規模との間に負の相関があることが分かる。肥料の使用水準が低いにもかかわらず、チェンマイでは農薬集約度はパタルンより高い。この背景として、チェンマイ盆地では野菜栽培が一般化しており、農民は農薬の使用に慣れていることが考えられる。

第4に、水田保有形態と集約度との間には三つの調査村で共通したパターンをみいだすことが困難である。パタルンとスパンブリにおいては、自作農より小作農の方が肥料投入水準が若干高い傾向がみられるが、肥料集約度の自小作別格差は経営規模間格差よりはるかに小さいことが明らかである。一方、チェンマイでは小作農の肥料投入額が最も低く、自作農の半分に満たない。農薬集約度についても、ほぼ同様なことがいえそうである。

ここで、チェンマイにおいて水田保有形態が集約度の決定に影響を与えているのは、分益小作が支配的であることと深く関連していることを述べておかねばならない。分益小作には一般的に費用分担慣行が付随し、小作農の経営費の一部が地主によって負担される。チェンマイでは、種子、肥料および農薬の物財費に関して、(1)地主が全額負担する、(2)地主と小作農との間で折半する、(3)小作農が全額負担する、という3種類の費用分担契約が存在する。肥料費に関しては、分益小作契約全体の12.5%が最初のタイプの契約であるが、40.6%が2番目、また25.0%が3番目のタイプ(残りの契約については不明)である。これらのタイプ別に小作農の1ライ当たり平均肥料費を検討すると、全額地主負担では21バーツ、折半では61バーツ、そして全額小作農負担では19バーツとなる。いずれの場合も、自作農の投入水準(105バーツ)より著しく低い数値であることが分かる。

理論的には、地主が肥料費の全額あるいは半額を負担する場合、小作農の肥料集約度は自作農に匹敵すると考えられるが、実態は必ずしもそうではな

いようである。これは、費用分担契約の履行が不適切であることと、半額でも肥料費を負担できない小作農が存在することによる。一般的には、費用の折半契約下では、地主が肥料費を全額立て替え、小作農は自分の負担分を収穫時期に稲穀で返済するが、低価格で換算するため結果的に高率の利子を支払うことになる。このため、前項で指摘したように、小作農の肥料導入水準が低くなりがちであるとともに、導入したとしても、投入量を低く抑える効果をもつてゐると考えられる⁽¹⁸⁾。

以上のように、土地制度と集約度との関連性を検討した結果、流動資本財の投入水準は小規模農家において高いが、経営規模が大きくなると下降することが分かった。分益小作以外の小作形態下では、小作関係は集約度を低下させるとは考えられないことも明らかになった。ただし、チェンマイにおける分益小作の影響に関しては、肥料使用農家が少ないと、乾期に作付けされる畑作物の肥料残留効果についても考慮する必要があることなどのために、確固たる結論とはいえないことを付記しておく。

3. 収量水準

前項まで、土地制度が新技術の導入と実際の使用水準に及ぼす影響を検討してきた。本項では、技術革新の成果としての稲穀収量について分析を加える。一般的には新技術の導入が高く、集約度も高ければ、収量水準も高いと想定できるが、現実はどうであろうか。

第19表は、三つの調査村における1ライ当たり平均稲穀収量を、経営規模別および自小作形態別に示したものである。これより、上記の想定に反して、チェンマイの収量（708キログラム）が最も高く、次いでスパンブリ（583キログラム）、パタルン（457キログラム）の順であることが分かる。詳細なデータの提示は割愛したが、乾期作についても同様な傾向がみられる（平均収量はチェンマイで615キログラム、スパンブリで603キログラム、パタルンで470キログラムである）。このような収量水準の地域格差はタイ政府の公式統計と一致した

傾向を示している。すなわち、1984/85年雨期作の1ライ当たり県別平均収量は、チェンマイ県が606キログラム、スパンブリ県が445キログラム、パタルン県が318キログラムである⁽¹⁹⁾。パタルンの平均収量が低いことは、自然条件や技術水準を考慮すれば納得できるが、チェンマイの高収量性は何に起因するのであろうか。少なくとも、稲作技術自体の成果ではなく土壤条件や気象条件を反映するものと思われるが、これについては別途詳細に分析されるべき課題である。

土地制度との関連で収量水準を検討すると、興味深い傾向が明らかになる。まず、パタルンとチェンマイでは、経営規模が大きくなるにつれて平均収量が低くなる。肥料集約度が経営規模と負の相関を示したことを見れば、収量水準の下降傾向は首肯できる。しかし、スパンブリにおいては規模と収量との関係は概ね一定か、15ライ以上の大規模層の収量がやや高いようにみ

第19表 調査村における1ライ当たり平均稻穀収量（1984/85年雨期作）
(単位:キログラム)

	パタルン	スパンブリ	チェンマイ
水田経営規模別(ライ)			
0.1～4.9	506 (174)	552 (125)	757 (401)
5.0～9.9	458 (95)	587 (160)	648 (225)
10.0～14.9	436 (63)	551 (125)	596 (176)
15.0～19.9	402 (71)	593 (159)	735 (0)
20.0～29.9	398 (130)	590 (208)	—
30.0～39.9	375 (0)	620 (129)	—
40.0～49.9	—	519 (172)	—
50.0～	—	564 (25)	—
自小作別			
耕作地主	511 (173)	615 (148)	731 (63)
自作農	445 (92)	594 (136)	686 (228)
自小作農	438 (111)	573 (209)	857 (673)
小作農	454 (84)	550 (110)	670 (270)
全 体	457 (121)	583 (161)	708 (340)

(注) かっこ内の数値は標準偏差。

(出所) 筆者調査による。

える。たしかに40ライ以上層の若干の農家で肥料投入量が増大したが、肥料集約度は概ね経営規模と負の相関を示していた。おそらく、スパンブリでは全体的な施肥量が大きいので、一部階層の肥料集約度が低くなっていても、すでに十分な施肥量が確保されていたので収量水準を引き下げるような影響を与えたかったと思われる。むしろ、その他の要因が収量に影響を与えている可能性がある。たとえば、経営能力や肥培管理集約度の問題である。タイにおける実証は今後の課題であるが、一般的には、技術水準が高まり資本集約的な経営になると、経営能力が重要な役割を演ずるといえる⁽²⁰⁾。すなわち、スパンブリでは技術水準の高度化が進展する状況下で、大規模層を中心とする経営的に優れた農家階層が収量水準を維持していると考えられるのである。

一方、水田保有形態別にみた収量格差は、いずれの調査村においてもそれほど大きくない。小自作別の肥料集約度に大差がなかったことを踏まえれば、十分に首肯できる結果とも考えられる。ただし、スパンブリの小作農は施肥量が大きかったにもかかわらず、収量水準がやや低いことが明らかである。スパンブリにおける小作農の低収量性は他の調査結果からも報告されているが、それは施肥量が少ないという明確な理由があった⁽²¹⁾。それに対して、ここでの調査結果は、施肥量が大きいにもかかわらず収量が低いのである。土地保有のライフ・サイクル仮説を踏まえれば、小作農は稻作経験の浅い若年農民であり、より経験の豊富な自作農に比較して経営能力がやや劣るためと考えられる。

むすびにかえて

本章は、タイ稻作農村における土地制度と技術革新との関連性を検討することを目的とした⁽²²⁾。そのため、南部、中部および北部の三つの稻作村落における調査結果に基づいて、土地制度の実態をかなり詳細に述べてから、新

技術の導入、近代的生産要因の使用水準と稲穀収量に及ぼす水田保有形態と経営規模の影響を吟味した。その結果、稲作技術水準は地域別には中部タイで最も高く、北部で最も低いが、新技術の導入自体は土地制度とは無関係で普遍的に生じていることが明らかになった。ただし、固定資本財の導入形態と流動資本財の使用水準において土地制度の影響が認められたことは重要である。

改良品種、化学肥料や農薬などの流動資本財は経営規模や自小作形態とは無関係で導入されていたし、耕耘機や脱穀機などの利用も作業委託を通じてかなり一般化していた。しかし、これら固定資本財の所有は、自小作別には大差はなかったが、経営規模が大きな農家に集中するなど明らかに農家の資金力を反映すると考えられた。化学肥料や農薬などの流動資本財の使用水準（集約度）に関しては、いずれの調査地でも、小規模層で高く、大規模層で低いことが明らかになった。

技術革新の成果としての収量水準を検討すると、既存の経営分析手法では地域間格差を十分に説明できないことが明らかになった。すなわち、技術水準が最も低いチェンマイにおいて収量が最も高いのである。しかし、肥料の投入水準と収量との間には概ね正の相関関係が認められたことも事実である。とくに、肥料集約度が中位水準にあるパタルンでこの傾向が明瞭にみられた。施肥量が全体的に大きいスパンブリでは、収量決定過程に経営能力などの物的投入財以外の要因が影響を与えはじめていると考えられた。

換言すると、技術革新の初期段階では肥料や農薬などの物的投入水準が主要な収量規定要因になっているが、技術水準が高度化し資本集約的になるにつれて、経営能力が果たす役割が増大し、土地保有形態の影響が大きくなると思われる。すなわち、土地保有が親族間の相互扶助を背景にしたライフ・サイクル的性格をもっていることを踏まえれば、技術革新のいっそうの進展は農業経験が浅い小作農の経営技術問題を表面化させる可能性が生じてくる。このような土地制度、経営能力、生産性の相互関係における諸問題が一般化してくれば、現在の個別経営レベルでの収益性問題にとどまらず、新たな生

産力の階層間格差という社会問題が浮上してくるかもしれない。

[注] _____

- (1) 親族制度を含むタイ農村社会構造に関しては、日本人研究者による優れた業績が多く存在する。たとえば、水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社、1981年；北原淳編『タイ農村の構造と変動』勁草書房、1987年、などを参照せよ。
- (2) この調査は、JSPS-NRCT（1985～88年）の共同研究として実施したもので、質問票調査には昭和60年度文部省科研費海外学術調査（研究代表者：松田藤四郎）の交付を受けた。この中間成果は、Fujimoto, A. and T. Matsuda編, *A Study of Rice Productivity and Rural Society in Three Thai Villages*, 東京, Tokyo University of Agriculture, 1987年, として、また最終報告は、Fujimoto, A., K. Adulavidhaya and T. Matsuda編, *Thai Rice Farming in Transition*, 東京, World Planning, 1990年, として刊行済みである。なお、本章の分析には、筆者が交付を受けた昭和63年度科研費一般研究(C)の研究成果の一部が含まれている。
- (3) Ministry of Agriculture and Cooperatives, Thailand, *Agricultural Statistics of Thailand, Crop Year 1985/86*, バンコク, 1986年, 16～27, 200～207ページ、より計算して求めた数値。
- (4) たとえば、河野英一「タイ国の水田用水」（日本拓殖学会編『農業開発の課題——経済・技術・社会——』龍溪書舎、1988年），は気候、地質、水田用水などに関する、四つの地域の特徴を明らかにしたものである。
- (5) 東北タイにおいては、京都大学東南アジア研究センターが長年にわたって調査研究を継続し、多数の業績を公にしている。また、最近、九州大学も灌漑と稲作に関する調査を実施済みである。たとえば、福井捷朗『ドンデーン村——東北タイの農業生態——』創文社、1988年；Tsuchiya, K.編, *The Effects of Irrigation Development on the Agricultural Progress in Thailand*, 福岡, Kyushu University, Faculty of Agriculture, 1987年, を参照せよ。
- (6) タイ灌漑局の分類によれば、灌漑計画は大規模、中規模、小規模の3種類に区分できる。大規模計画とは、2億バーツ（調査時、1バーツは約6円）以上の事業費と5年以上の工期を要するものである。中規模計画は、400万～2億バーツ、2～5年を要し、それより小さいものを小規模計画と呼んでいる。調査時、パタルン県には七つの中規模計画と30の小規模計画が存在した（1985年8月、パタルン灌漑事務所での聞き取りによる）。
- (7) パタルン県の調査村における稲作と土地制度の経済分析については、すでに、Fujimoto, A., "The Economics of Land Tenure and Rice Production in a Double-Cropping Village in Southern Thailand," *Developing Economies*,

第26卷第3号、1988年、として発表済みであり、本章の一部はこの論文に負う。

- (8) スパンブリ県の灌漑状況については、Sriswasdilek, J., "Irrigation System in Suphan Buri," Fujimoto and Matsuda, 前掲書、が詳しい。また、同じスパンブリ県における稲作経済調査として、山田三郎ほか『中部タイ稻作農村の経済変容』東京大学東洋文化研究所報告、1986年、がある。
- (9) チェンマイ盆地の多様な土地利用については、Gympantaisiri, P. et al., *An Interdisciplinary Perspective of Cropping Systems in the Chiang Mai Valley: Key Questions for Research*, チェンマイ、Chiang Mai University, Faculty of Agriculture, 1980年、を参照せよ。
- (10) 北原淳『開発と農業——東南アジアの資本主義化——』世界思想社、1985年。
- (11) 平均小作料は1作につき1ライ当たり376バーツであるが、水稻二期作を前提に2倍して求めた数値。
- (12) 1980年人口に基づいて、県レベルにおける水田1ライ当たり人口を示したものである。この率が高ければ高いほど、水田に対する人口圧が高く、それだけ水田需要が高まると想定できる。また、調査時点における水田1ライ当たり平均価額（農家の推定値）は、パタルンが2万2723バーツ、スパンブリが1万7558バーツ、チェンマイが1万8248バーツであった。地価水準と小作料水準が必ずしも相関しないのは、前者には土地の生産性のみならず所有権の社会的評価が算入されているためと考えられる。
- (13) たとえば、田坂敏雄「農民層分解の形態と性格」（北原編、前掲書）532～535ページ、を参照せよ。
- (14) たとえば、藤本彰三「マレー人稻作農民の土地制度と地主・小作関係」（『アジア経済』第22巻第7号、1981年7月）、を参照せよ。
- (15) タイ農村におけるライフ・サイクル仮説については、たとえば、田坂、前掲論文、を参照せよ。
- (16) たとえば、Schultz, T.W., *Transforming Traditional Agriculture*, ニューヘブン、Yale University Press, 1964年；Newbery, D. M. G., "Tenurial Obstacles to Innovation," *Journal of Development Studies*, 第11巻第4号、1975年、を参照せよ。
- (17) Inoue, M., "The Adoption of High-Yielding Varieties, Fertilizer, Pesticide and Tractor Ploughing in Three Villages in Thailand," Fujimoto and Matsuda編、前掲書、を参照せよ。
- (18) チェンマイにおける費用分担慣行については、Fujimoto, A., "Share-Cropping and Tenancy Relations in a Northern Thai Village," Fujimoto, A. and T. Matsuda編、*A Comparative Study of the Structure of Rice Productiv-*

ity and Rural Society in Southeast Asia: Two Village Studies in Indonesia and Thailand, 東京, Tokyo University of Agriculture, 1985年, を参照せよ。もちろん、タイにおける地主・小作関係が互恵的であると結論するためには、このような小作農にとって不利な慣習を理論的にどう位置づけるかという課題が残っていることは前述のとおりである。

- (19) Ministry of Agriculture, Thailand, *Agricultural Statistics of Thailand, Crop Year 1985-86*, バンコク, 1986年, による。
- (20) たとえば、マレーシアでの調査結果によれば、経営が資本集約化し商業的生産を行うようになると、教育水準（経営能力の一つの指標）が収量規定要因としてより重要になることが明らかになっている。Fujimoto, A., "Farm Management Analysis of Malay and Chinese Rice Farming in Province Wellesley, Malaysia," *Developing Economies*, 第21巻第1号, 1983年, をみよ。また、本章で扱っている三つの調査村における生産関数分析の結果では、教育水準が収量に与える影響はスパンブリにおいて最大となっている。すなわち、スパンブリでは経営能力が有意な収量決定要因になっていることを示唆している。Adulavidhaya, K., "Education, Experience and Productivity of Rice Farmers in Suphan Buri, Phatthalung and Chiang Mai," Fujimoto, Adulavidhaya and Matsuda編, 前掲書, を参照せよ。
- (21) 山田三郎「村の経済構造」(山田ほか, 前掲書), をみよ。
- (22) 本章の冒頭で述べたように、土地制度と稻作経営との関連性を体系的に分析するためには少なくとも三つの検討課題があり、本章はその一つに焦点を当てた。他の二つの課題、すなわち生産効率と所得分配に関しては、藤本彰三「土地制度と稻作経営」(松田藤四郎・金沢夏樹編『タイ稻作の経済構造』農林統計協会, 1991年), をみよ。